

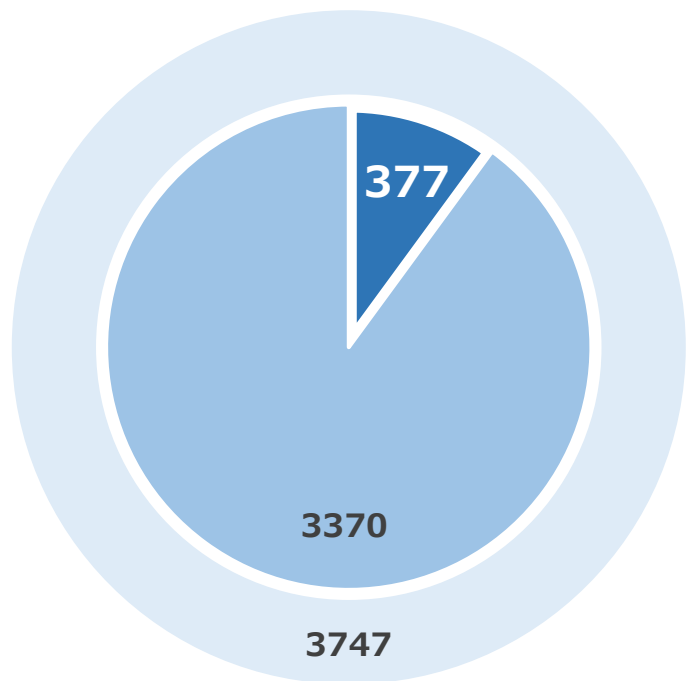
受動喫煙防止対策の現状調査

盛岡市保健所 健康増進課
(令和4年8月)

調査の概要

- 目的 多数の者が利用する施設の受動喫煙防止対策の実態を把握
することで、今後の対策を検討・推進する
- 対象 盛岡商工会議所の会員 3,747社
- 期間 令和4年7月1日（金）から7月29日（金）まで
- 方法 調査票を送付、専用回答フォームまたはFAXによる回答
（商工会議所の機関誌「Sansa」に調査票を織り込んで発送）

回収率（単純集計）



● 調査対象 ● 無回答 ● 有効回答

$$\text{回収率} = (\text{有効回答} / \text{調査対象}) * 100 = \underline{10.1\%}$$

(補足) 必要サンプル数について

全体数

3747 人

許容誤差

5 %

信頼度

95 %

回答比率

50 %

計算

必要なサンプル数... **349** 人

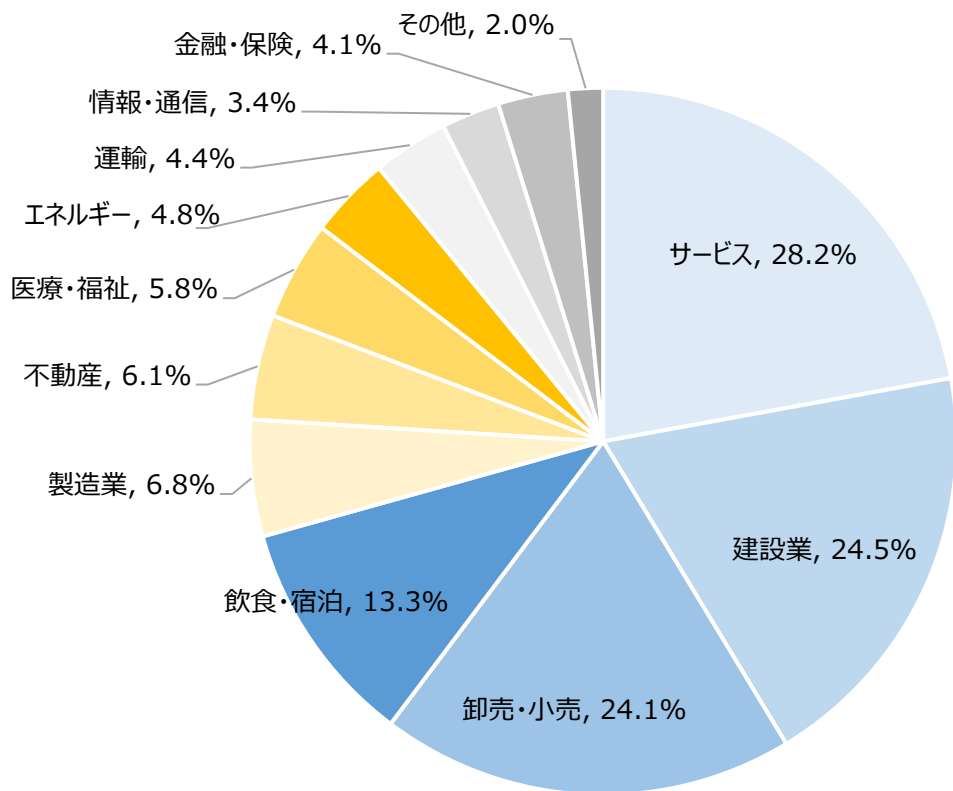
(引用元)

データサイエンス情報局 「アンケート調査の必要サンプル数計算ツール」より

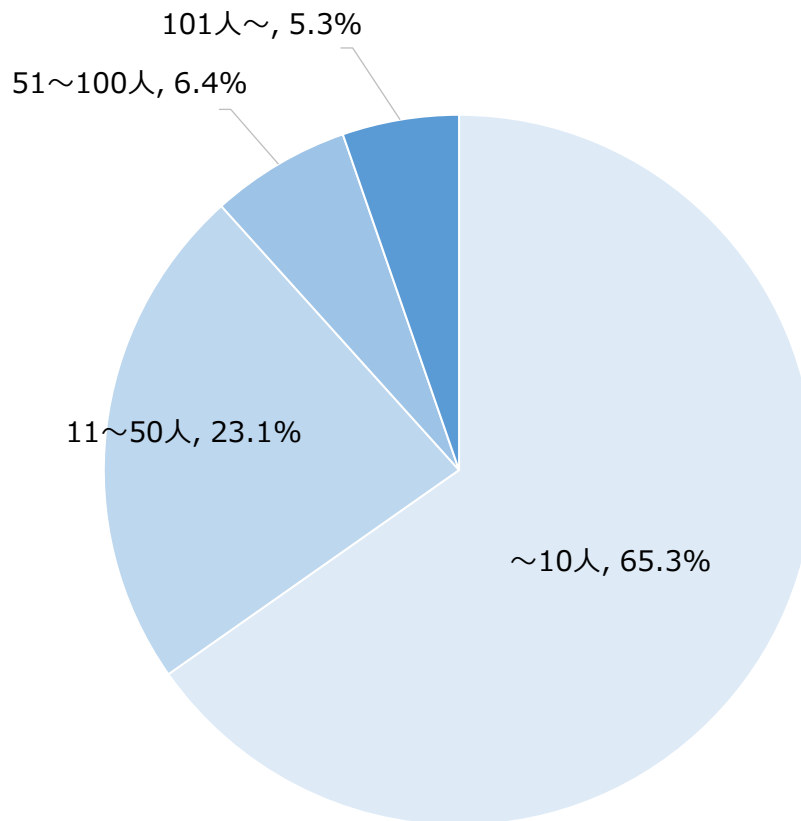
["https://analysis-navi.com/?p=641"](https://analysis-navi.com/?p=641)

回答者の属性（単純集計）

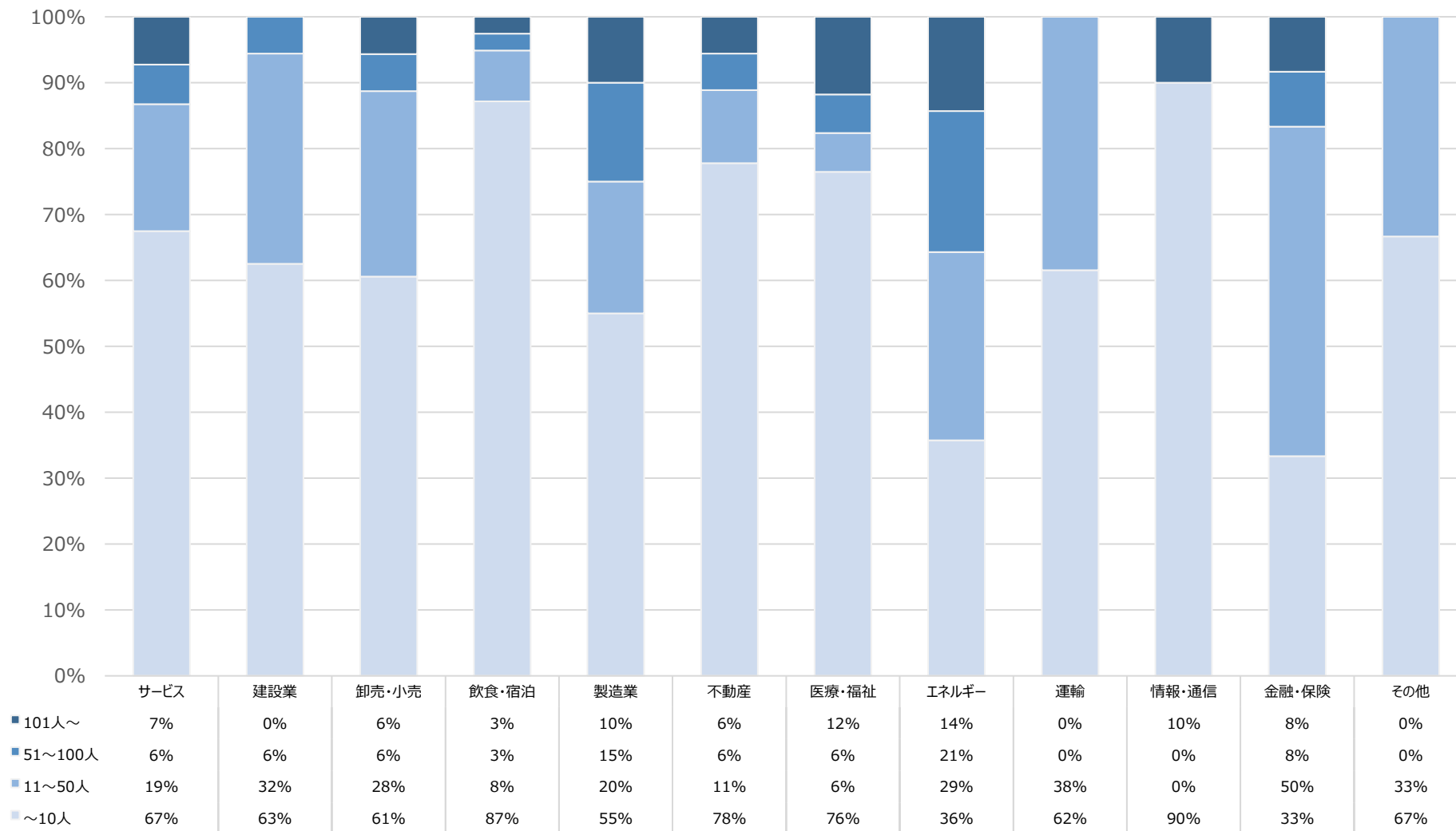
業種



従業員数



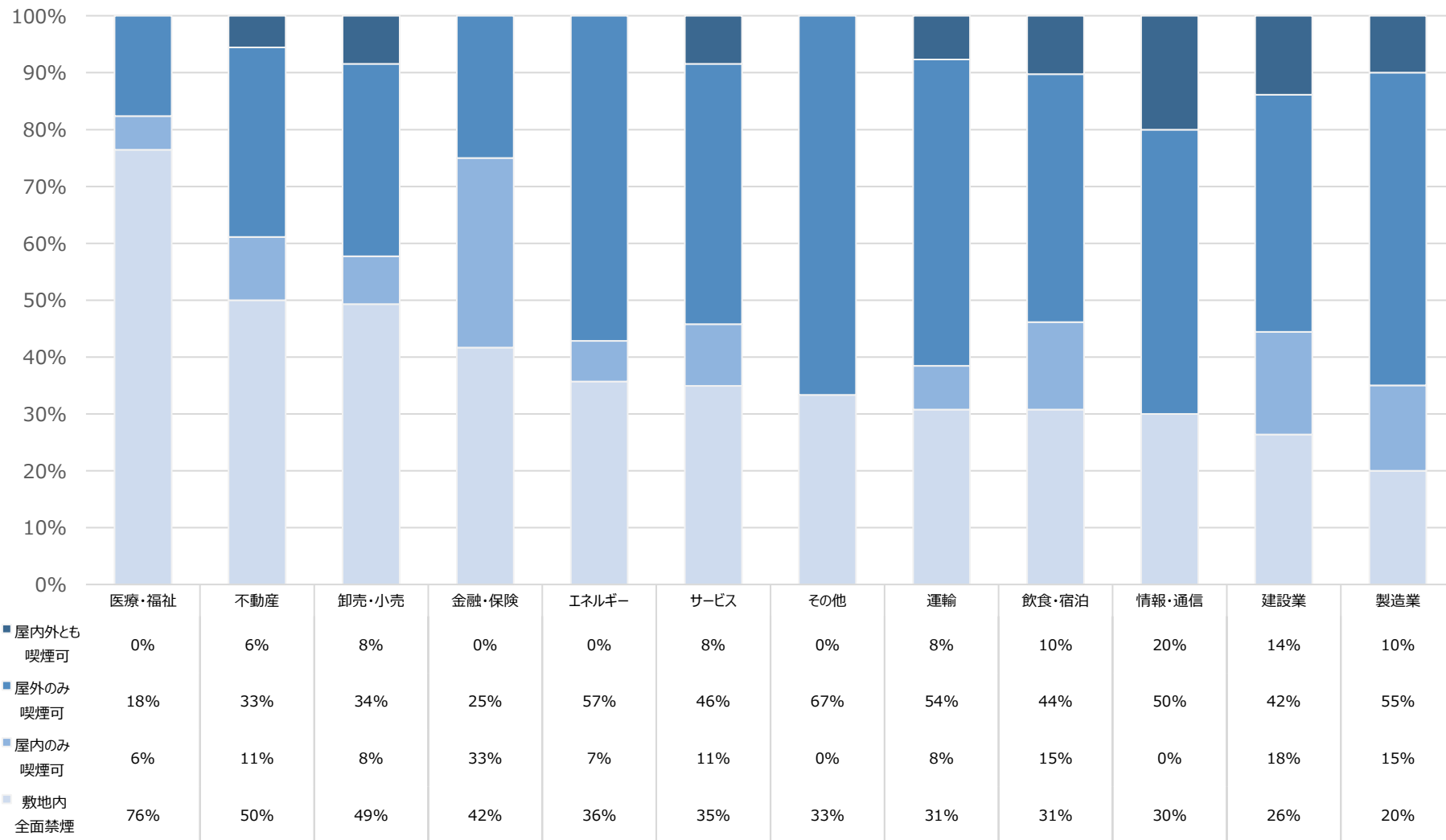
回答者の属性（クロス集計：業種と従業員数）



盛岡商工会議所に所属している企業の多くは、従業員数が10人未満である。

エネルギー、製造業、医療・福祉には51人以上の企業が比較的多い傾向にある。

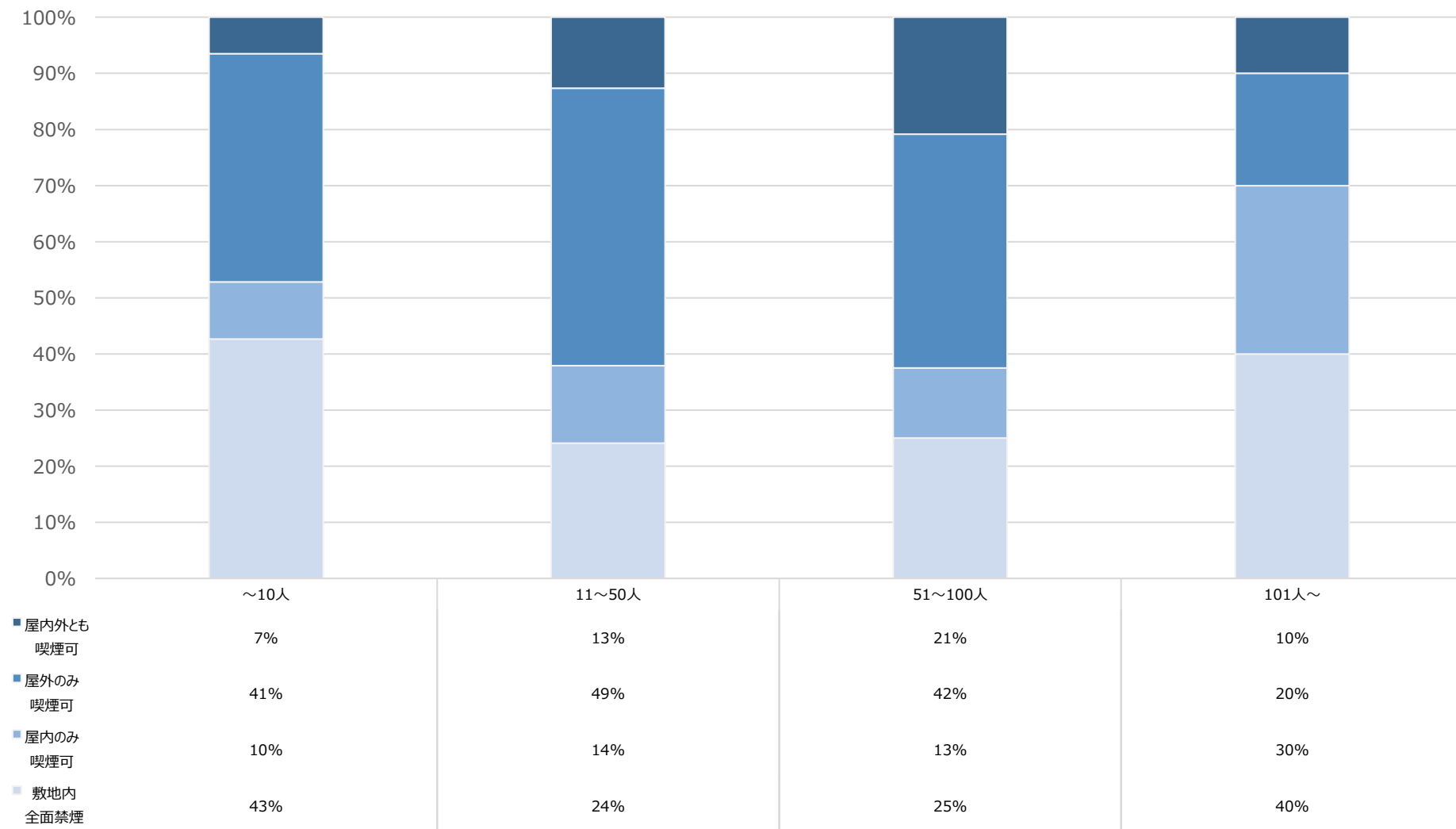
喫煙状況について（クロス集計：業種別）



屋内喫煙可能（=国の基準をクリアした喫煙室を整備済み）の企業は少なく、屋外のみ喫煙可能としている企業が多い傾向にある。

法改正で第二種施設は原則屋内禁煙になったこと、屋外では“周囲の状況に配慮”すれば喫煙が可能であることが要因になっていると推察される。屋内外とも喫煙可能としている企業については、より詳しく実態を聞き取り、必要な指導助言につなげる必要がある。

喫煙状況について（クロス集計：従業員数別）



従業員数101人以上の企業は、敷地内禁煙及び屋内喫煙所を整備している割合が高い傾向にあるが、100人以下の企業は屋内喫煙所を整備している割合が低く、かつ、屋外のみ喫煙可能としている割合が高い傾向がある。

自由記載（一部抜粋）

- 歩きタバコをやめてほしい。
- 公共機関の全面禁煙措置は、近隣での路上喫煙を誘発するため意義がない。
- 喫煙者のルール違反がまだ見受けられる。思い切って敷地内での喫煙を禁止すべき。
- たばこの価格をヨーロッパ並みにしてほしい（1箱2,000円以上）
- 喫煙者を減らす研修の企画、講師派遣等を行ってほしい。
- たばこは依存性があるのでやめるのが難しい。小さいころから健康被害や経済的損失について教えるべき。
- 受動喫煙防止対策は、喫煙者自身が絶対に配慮すべき問題。
- 喫煙に対するモラルとマナーは強制するものではないと思うが、緑と川の美しい街に受動喫煙が存在する実情は悲しい。
- 吸わない人の権利の保護はもちろん、吸う人の権利を剥奪しないよう注意してほしい。

まとめ

【業種による傾向】

- ◎ 医療福祉施設の敷地内禁煙率は約7割と最も高いが、喫煙可としている施設もわずかにある。
第一種施設に該当しない医療福祉施設においても、主な利用者は患者や高齢者であると考えられるため、第一種施設と同様の対策が望ましい。
- ◎ 建設業、製造業の敷地内禁煙率は約2割で、今回調査した業種の中では最も低い。

【従業員数による傾向】

- ◎ 従業員数が100人未満の企業は屋外を喫煙可としている割合が高く、屋内には喫煙所を整備していない傾向にある。（資金面や建物の構造上、整備できない可能性もある。）

【今後の予定】

- ◎健康増進法の規定に抵触している事業所等に対して個別に指導助言を行う。
- ◎受動喫煙防止対策が特に必要な職域に対して、加盟する協同組合等を通じて意識啓発をするなど、団体に対するアプローチを行う。
- ◎中小企業等が対象となる国の助成金を広く周知し、受動喫煙防止対策への協力を依頼する。
- ◎屋外で喫煙をする場合は周囲の状況に十分配慮する（従業員に配慮させる）ように、管理権限者等へ依頼する。